

# 群馬県野球連盟県大会要綱

第1条 この要綱は、群馬県野球連盟主催大会（「県大会」という。）の運営及び出場するチームに関する事項を定めるものとする。

第2条 県大会は、次のとおりとする。

- (1) 群馬県選抜少年学童軟式野球大会（県選抜学童大会）
- (2) 高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント群馬県予選大会（全日本学童県予選大会）兼関東学童軟式野球大会東京新聞カップ群馬県予選会（関東学童県予選）
- (3) JAグループ群馬杯群馬県少年学童軟式野球大会兼群馬県小学生総合体育大会（JA群馬杯県学童大会）
- (4) 王貞治杯群馬県学童選抜軟式野球大会（王杯県学童選抜大会）
- (5) ニッポンハム杯関東学童軟式野球秋季群馬県大会（ニッポンハム杯学童秋季県大会）
- (6) 群馬県女子学童軟式野球大会（県女子学童大会）
- (7) 群馬県ガールズトーナメント軟式野球大会
- (8) 全日本少年軟式野球大会群馬県予選会（全日本少年県予選）
- (9) 全日本少年春季軟式野球大会群馬県予選大会（全日本少年春季県予選大会）
- (10) 天皇賜杯全日本軟式野球群馬県大会（天皇賜杯県大会）
- (11) 群馬県実業軟式野球大会（県実軟大会）兼Aクラス国民体育大会群馬県予選（国体県予選）、BCクラス高松宮賜杯全日本軟式野球1部・2部群馬県予選（高松宮賜杯1部・2部県予選）、壮年の部日本スポーツマスターズ群馬県予選（マスターズ県予選）
- (12) 群馬県クラブ人軟式野球大会（県クラブ人大会）
- (13) 東日本軟式野球1部・2部群馬県予選会（東日本1部・2部県予選会）
- (14) 群馬県壮年軟式野球大会（県壮年大会）
- (15) 県民スポーツ祭群馬県熟年軟式野球大会（県熟年大会）
- (16) 上毛新聞社旗争奪群馬県軟式野球選手権大会（上毛社旗県選手権大会）
- (17) 会長賞争奪群馬県壮年軟式野球選手権大会（会長賞県壮年選手権大会）
- (18) 会長賞争奪群馬県熟年軟式野球選手権大会（会長賞県熟年選手権大会）
- (19) 群馬県町内対抗軟式野球大会（県町内対抗大会）

2 前項第4号は前橋支部に、同項第8号及び第9号は県中体連野球専門部にそれぞれ大会運営を委託する。なお、大会運営に関する事項は、この要綱を準用し、別に定める。

第3条 県大会は、次の事項を定めた大会実施要項に基づき開催する。

- |            |           |            |             |
|------------|-----------|------------|-------------|
| (1) 趣 旨    | (2) 主 催   | (3) 主 管    | (4) 後 援     |
| (5) 協 賛    | (6) 会 期   | (7) 会 場    | (8) 出場チーム数  |
| (9) 出場資格   | (10) 適用規則 | (11) 大会規律  | (12) 使用球    |
| (13) 参加申込  | (14) 参加料  | (15) 組合せ抽選 | (16) 監督主将会議 |
| (17) 開 会 式 | (18) 表 彰  | (19) 上位大会  | (20) そ の 他  |

2 県大会の競技は、公認野球規則のほか、本連盟が別に定める「県大会競技運営取り決め事項」「県大会特別規則」を適用し実施する。

第4条 県大会の会期、会場については、軟式野球の普及・底辺拡大、選手の競技力・マナーの向上、審判員の資質向上・審判技術の普遍化と向上かつ支部組織の強化、施設拡充を図るため原則として次のとおりとする。

- (1) 会期 土・日曜日、祝日 予備日は平日
- (2) 会場 県立敷島公園野球場  
県内市町村立野球場

第5条 県大会の万全な運営を図る大会役員及び競技運営に携わる競技運営役員を、次の基準により選任する。なお、競技運営役員は、連盟主管上位大会においても、これを準用する。

- (1) 大会役員  
大会名誉会長 連盟名誉顧問・名誉会長、主催団体・機関の長  
大会顧問 連盟顧問・相談役、後援・協賛団体・機関の長  
大会参与 連盟参与・監事、後援・協賛団体・機関の役職員

大会会長	連盟会長
大会副会長	連盟副会長、主催団体・機関の役職員
大会委員長	連盟理事長
大会副委員長	連盟副理事長・審判部長・競技委員長、主催団体・機関の役職員
大会総務	連盟常任理事・副審判部長・競技副委員長、主催団体・機関の役職員
大会委員	連盟理事・審判部幹事・競技委員・事務局職員、主催団体・機関の役職員

(2) 競技運営役員

運営総轄	連盟正副会長・会場地支部長
運営委員長	連盟理事長
運営副委員長	連盟副理事長・競技委員長
運営総務	連盟事務局長または事務局員
会場長	連盟正副理事長・競技正副委員長 会場地支部正副理事長
運営委員	連盟・支部役職者、協力者
審判長	連盟審判部長
副審判長	連盟副審判部長
会場審判長	連盟正副審判部長、会場地支部正副審判部長
審判員	連盟審判員

- ① 運営委員長、運営総務、審判長は、会期中は大会本部（連盟事務所または敷島野球場）または競技本部に詰める。ただし、他の運営役員業務に従事する場合は、この限りではない。
  - ② 運営委員長、運営総務、審判長及び各会場の会場長、会場審判長は、監督主将会議に出席しなければならない。
  - ③ 運営委員は、庶務・放送・記録・掲示を担当する4～6名以内とする。  
敷島野球場については、連盟役員、競技・強化委員、事務局職員及びその他協力者を選任する。  
他会場については、会場地支部の役員・審判員及びチーム会員の選手・関係者、その他協力者を選任する。
  - ④ 審判員は、敷島野球場については、連盟審判部として各支部審判部から選任し、他会場については、会場地支部審判部から選任する。なお、必要に応じ周辺支部審判部から選任することができる。
  - ⑤ 運営役員には、連盟規約施行規程第24条に基づく交通費、謝金等を支給する。ただし、次の場合は、特例として取り扱うものとする。
    - イ 運営総轄には、支給しない。
    - ロ 1日2試合以上の試合で1試合しか従事しないときは、交通費は支給せず、かつ、昼食も提供しない。
    - ハ 雨天中止の場合は、交通費は支給するが、謝金等については、次のとおりとする。
      - (イ) 試合開始前の場合は、支給しない。
      - (ロ) 次の場合は、60%の額（100円未満繰上げ）を支給する。
        - 一 試合開始予定時刻より1時間以上待機した場合
        - 二 試合が成立しない場合
        - 三 特別継続試合が5回以内で終了した場合
- 2 県大会の監督主将会議及び開・閉会（表彰）式の運営業務に携わる係員は、連盟事務局職員・競技委員、その他協力者を選任する。
- 3 競技運営役員及び前項の係員の業務概要は、別に定める。
- 第6条 県大会の出場チームは、次のとおりとする。

大会名		出場基準枠	出場特別枠
県選抜学童大会 全日本学童 県予選大会 J A群馬杯 県学童大会 ニッポンハム杯 学童秋季県大会  県女子学童大会  ガールズトーナメント大会		・各支部1チーム       登録全チーム	・会場地推薦1チーム ・学童部前年度登録 12チーム以上支部 1チーム ・    "    "    25チーム以上支部 2チーム ・    "    "    35チーム以上支部 3チーム 32チームに満たない場合は、1チーム出場支部の前年度登録数8チーム以上の支部順に配分する。
天皇賜杯県大会		・各支部1チーム	・連盟推薦4チーム(強化指定チーム) ・会場地推薦1チーム ・成年前年度登録 70チーム以上支部 1チーム ・    "    "    100チーム以上支部 2チーム
県実軟大会	A	・各支部1チーム	・連盟推薦4チーム(強化指定チーム) ・成年前年度登録 50チーム以上支部 1チーム ・    "    "    100チーム以上支部 2チーム
	B・C	・各支部1チーム	・会場地推薦1チーム ・成年前年度登録 50チーム以上支部 1チーム ・    "    "    80チーム以上支部 2チーム ・    "    "    100チーム以上支部 3チーム 32チームに満たない場合は、1チーム出場支部の前年度登録数の多い支部順に配分する
	壮年	・各支部1チーム	・連盟推薦2チーム(前年度優勝・準優勝チーム) ・会場地推薦1チーム ・壮年前年度登録 10チーム以上支部 1チーム ・    "    "    15チーム以上支部 2チーム ・    "    "    20チーム以上支部 3チーム 32チームに満たない場合は、1チーム出場支部の前年度登録数の多い支部順に配分する。
県クラブ人大会		・各支部1チーム	・連盟推薦2チーム(前年度優勝・準優勝チーム) ・会場地推薦1チーム ・成年前年度登録 50チーム以上支部 1チーム ・    "    "    75チーム以上支部 2チーム ・    "    "    100チーム以上支部 3チーム 32チームに満たない場合は、1チーム出場支部の前年度登録数の多い支部順に配分する。

東日本県予選1部 (B)、2部(C)	・各支部1チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場地推薦1チーム</li> <li>・成年前年度登録 50チーム以上支部 1チーム</li> <li>・ " " 75チーム以上支部 2チーム</li> <li>・ " " 100チーム以上支部 3チーム</li> </ul> 32チームに満たない場合は、1チーム出場支部の前年度登録数の多い支部順に配分する。
大会名	出場基準枠	出 場 特 別 枠
県 壮 年 大 会	・各支部1チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟推薦2チーム(前年度優勝・準優勝チーム)</li> <li>・会場地推薦1チーム</li> <li>・壮年前年度登録 10チーム以上支部 1チーム</li> <li>・ " " 15チーム以上支部 2チーム</li> <li>・ " " 20チーム以上支部 3チーム</li> </ul> 32チームに満たない場合は、1チーム出場支部の前年度登録数の多い支部順に配分する。
県 熟 年 大 会	・各支部1チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟推薦2チーム(前年度優勝・準優勝チーム)</li> <li>・会場地推薦1チーム</li> <li>・熟年前年度登録 7チーム以上支部 1チーム</li> <li>・ " " 10チーム以上支部 2チーム</li> <li>・ " " 15チーム以上支部 3チーム</li> </ul> 32チームに満たない場合は、1チーム出場支部の前年度登録数の多い支部順に配分する。
上毛社旗 県選手権大会	◎ 8チーム(大会 出場チーム選考 基準により出場 チームを選考)	
会長賞県壮年 選手権大会	・各支部1チーム	・連盟推薦2チーム(県実軟大会(壮年)・ 県壮年大会優勝チーム)
会長賞県熟年 選手権大会	・各支部1チーム	・連盟推薦2チーム(県熟年大会優勝・ 準優勝チーム)
県町内対抗大会	・各支部1チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟推薦1チーム(前年度優勝チーム)</li> <li>・会場地推薦1チーム</li> </ul>
<p>[備 考]</p> <p>1 連盟推薦により出場する前年度優勝・準優勝チームは、その構成員に3分の1以上の変更があった場合は出場資格を失う。</p> <p>2 全国・関東大会等上位大会の出場権を獲得したチームは、その後の県大会が上位大会と日程が重複するときは、県大会(支部予選含む)に出場することはできない。</p>		

2 上毛社旗県選手権大会の出場チームを選考する基準を次のように定める。

(1) 選考対象チームは、次の選考対象大会のいずれかの大会で準々決勝戦に進出したチームとする。

大会名	選考対象大会
上毛社旗県選手権大会	天皇賜杯県大会・県実軟大会(Aクラス)

(2) 選考対象チームの選考対象大会における成績を次の点数制とし、その点数によって推薦または出場チームを競技委員会で選出する。ただし、同点の場合は、当該チームの選考対象大会における全試合の失点率(全守備回数で総失点を割る)で決める。失点率でも決まらないときは、全試合の得点率(全攻撃回数で総得点を割る)で決める。

① 成績点	優	勝	20点
	準	優勝	19点
	準決勝	戦敗退	15点
	準々決勝	戦敗退	10点
② 勝利点	勝	利	毎
			5点

第7条 県大会にチームを派遣する支部及び出場権を得たチームは、次に定める事項を遵守しなければならない。また、所属支部は遺漏のないようチームに指導しなければならない。

- (1) 出場権を得たチームは、所定の参加申込書(参加選手名簿添付)4部(連盟提出用2部、支部控用1部、チーム控用1部)を作成し、賛助広告原稿(熟年、町内除く)を添え、所属支部長に届け出る。
- (2) 支部は、参加資格を確認のうえ、支部長印を押し、賛助広告原稿等関係提出書類を同封のうえ、支部の責任において必ず期日までに連盟へ送付しなければならない。
- (3) 参加申込書提出後の選手の変更・追加、背番号の変更は認められないので、記載にあたっては細心の注意をすること。
- (4) プログラムの発刊及び大会運営費を捻出するための賛助広告の募集(熟年、町内除く)には必ず協力すること。  
また、原稿はそのままプログラムに掲載できるものを提出すること。
- (5) 監督主将会議には、一般は監督と主将の2名、学童部はチーム責任者、監督及び主将(ユニフォーム着用)の3名が、大会実施要項、連盟規定集、公認野球規則、全軟連競技者必携及び筆記用具を持参して必ず出席のこと。欠席の場合は、棄権とみなす。また、会議で説明を受けた事項及び決められたことはチーム全員に徹底させること。
- (6) 開・閉会式及び競技には、一般は選手10名以上、学童部は監督及び選手10名以上が参加しなければならない。選手が10名未満の場合は、棄権とみなす。
- (7) 参加料及び賛助広告料は、監督主将会議で納入すること。

第8条 この要綱は、連盟規約及び同施行規程に準ずる効力を有する。

第9条 この要綱は、理事会の決議によらなければ変更することはできない。

附 則 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。  
(平成18年7月1日常任理事会議決)

制 定 平成19年1月1日  
一部改正 平成20年1月1日  
(平19.12.1 常任理事会議決)  
一部改正 平成21年12月1日  
(平21.11.28 常任理事会議決)  
一部改正 平成22年12月1日  
(平22.11.27 常任理事会議決)  
一部改正 平成25年1月1日  
(平24.11.24 常任理事会議決)

一部改正 平成 26 年 2 月 22 日  
(平 25. 12. 3 理事会議決)  
一部改正 平成 27 年 2 月 1 日  
(平 27. 2. 1 理事会議決)  
一部改正 平成 27 年 7 月 1 日  
(平 27. 6. 27 理事会議決)  
一部改正 平成 28 年 11 月 26 日  
(平 28. 11. 26 日理事会議決)

## 監督主将会議、開・閉会（表彰）式担当役員等

### ○ 監督主将会議

役員 会長（副会長）、正副理事長、審判部長、競技委員長  
(上毛社旗県選手権 会長、理事長、審判部長、競技委員長)  
会場長、会場審判長  
係員 事務局職員、競技委員  
総括（事務局長）、総務（4～6）、司会（1）

### ○ 開 会 式

役員 正副会長、正副理事長、審判部長、会場長、会場審判長  
係員 競技・強化委員・事務局職員、その他協力者  
総括（競技委員長）、総務（3）、受付・式典（3～5）、  
先導（1）、旗手（審判員）、発進（2）、誘導（4～6）、  
旗掲揚（3）ただし学童大会前橋チーム保護者（3～4）

### ○ 閉 会 式

役員 会長（副会長）、正副理事長、審判部長、会場長、会場審判長  
係員 競技委員、事務局職員、運営委員  
総括（競技委員長）、総務（3）、選手誘導（先導）・表彰（3）、  
旗降納（3）  
☆ 学童大会では、メダル授与の補助および旗降納は、決勝  
戦進出チーム保護者

### ○ 表 彰 式

役員 会長（副会長）、正副理事長、審判部長、会場長、会場審判長  
係員 競技委員、事務局職員、運営委員  
総括（競技委員長）、総務（3）、選手誘導（先導）・表彰（3）

## プログラム

### 1 学童・成年・壮年大会（業者発注）

#### (1) 掲載内容・順序

- ① 表紙（大会名、会期、会場、主催、後援、協賛）
- ② 大会役員名簿（大会名誉会長、大会顧問、大会参与、大会会長、大会副会長、大会委員長、大会副委員長、大会総務、大会委員）
- ③ 競技運営役員名簿（運営総轄、運営委員長、運営副委員長、運営総務、審判長、副審判長、会場長、会場審判長）
- ④ 栄光の跡
- ⑤ 式典
- ⑥ 組合せ
- ⑦ 参加選手名簿
- ⑧ 広告

#### (2) 作成・配布部数

- ① チーム（監督・選手） 学童 21部×チーム数  
成年・壮年 20部×チーム数
- ② 大会本部 50部（選抜学童大会：読売会150部）
- ③ 競技本部 20部
- ④ 広告主

### 2 熟年・町内対抗大会（事務局作成）

#### (1) 掲載内容・順序

- ① 表紙（大会名、会期、会場、主催）
- ② 栄光の跡

③ 組合せ表

④ 参加選手名簿

(2) 作成・配布部数

① チーム 3部×チーム数

② 大会本部 10部

③ 競技本部 5部